

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)
のときは、そ
の翌日)

目次

◇告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定

准看護婦試験の実施

保安林予定森林

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第百二十三号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和四十六年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百二十四号

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第十八条の規定に基づき、准看護婦試験を次のとおり実施するので、保健婦助産婦看護婦法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第十九条の規定により告示する。

昭和四十六年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の場所

鳥取市東町一丁目二〇番地 鳥取県庁講堂

二 試験の期日

学科試験 昭和四十六年三月十一日 午前九時から午後五時三十分まで

で

実地試験 昭和四十六年三月十二日 午前八時三十分から午後五時まで

で

三 受験願書の提出期限

昭和四十六年二月二十八日(郵送の場合、二月二十八日までの消印のあるものは、有効とする。)

鳥取県告示第百二十五号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和二十六年法律第二

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和四十六年一月二十四日	吉田 医院	鳥取市瓦町五〇三

百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年二月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 保安林予定森林の所在場所

米子市西福原字堀川尻丙一五四〇の五、一五四〇の六

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び

米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三号

昭和四十六年第二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十六年二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和四十六年二月十三日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取市議会議員選挙における

当選の効力についての審査申立てについて

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】